

堺市公報 第17号	平成30年 4月20日発行
堺市公報	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関(精神通院医療)の指定について 【健康福祉局健康部精神保健課】	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関(精神通院医療)の指定の更新について 【健康福祉局健康部精神保健課】	3
○道路法に基づく国道等の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	3
<公告>	
○農用地利用集積計画 【産業振興局農政部農水産課】	6
<上下水道局公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【上下水道局総務部経理課】	16

告 示

堺市告示第168号

堺市立重症心身障害者(児)支援センター条例(平成22年条例第9号)第4条第2項の手数料の徴収事務を委託したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月20日

堺市長 竹山修身

1 委託する歳入の種類

堺市立重症心身障害者（児）支援センター条例第4条第2項の規定により交付する診断書、証明書等に係る同項の手数料

2 委託する期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

3 受託者の住所及び氏名

住所 堺市堺区旭ヶ丘中町4丁3番1号

氏名 社会福祉法人 三篠会

堺市立重症心身障害者（児）支援センター
センター長 児玉 和夫

堺市告示第169号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年4月20日

堺市長 竹山修身

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
浜寺ファーマライズ薬局	堺市西区浜寺公園町1-12-10	薬局	平成30年3月1日
北野田ファーマライズ薬局	堺市東区北野田538-2	薬局	平成30年3月1日
トリム薬局北野田店	堺市東区北野田551-6	薬局	平成30年3月1日

かえで薬局	堺市北区中百舌鳥町2-107 クレール中百舌鳥101号室	薬局	平成30年3月1日
訪問看護ステーション Anela	堺市西区鳳中町1-12-9- 202	訪問看護	平成30年4月1日
小出訪問看護ステーション	堺市南区城山台3-3-2	訪問看護	平成30年4月1日

堺市告示第170号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年4月20日

堺市長 竹山修身

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
しんほうかい診療所	堺市堺区大浜北町3-10-16	病院・診療所	平成30年5月1日
りゅうじん訪問看護ステーションしんかな	堺市北区蔵前町1-7-2 2階	訪問看護	平成30年5月1日

堺市告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成30年4月20日

堺市長 竹山修身

- 1 道路の種類 国道及び市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
国道309号	美原区菅生825番1地先	旧	22.03 24.82	62.00	(K0309)
	美原区菅生1732番1地先	新	21.97 22.03		
菅生30号線	美原区菅生1732番1地先	旧	8.55	9.00	(Z0059)
	美原区菅生1732番1地先	新	7.86	9.00	

公 告

堺市公告第281号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年4月20日

堺市長 竹山修身

平成30年度 第1号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定
により、農用地利用集積計画を定める。

平成30年4月6日

堺 市

1 利用権設定登記簿明細

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸し手)		設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類 及び連用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市中区北161-1	西尾 光雄	中区深井畑山町	2606-1	田	2,275のうち600	堺市堺区東浜町5丁296	森 幸太郎	使用貸借 による権利	畑として利用	平成30年5月1日	平成33年4月30日	-	-
				田	2,275のうち600								
堺市中区江之967	豊西 克嘉	中区深井畑山町	2606-1	田	2,275のうち575			使用貸借 による権利	畑として利用	平成30年5月1日	平成33年4月30日	-	-
				田	2,275のうち575								
堺市中区東八田204-1	西尾 順一	中区深井畑山町	2606-1	田	2,275のうち500			使用貸借 による権利	畑として利用	平成30年5月1日	平成33年4月30日	-	-
				田	2,275のうち500								
堺市中区江之973-1	永吉 智安	中区深井畑山町	2606-1	田	1626	堺市南区稲葉2丁3015番地1	中西 則一	使用貸借 による権利 (解除条件付)	畑として利用	平成30年5月1日	平成33年4月30日	-	-
				畑	1626								
堺市西区浜寺石津町中2丁7-3	大西 道弘	南区稲葉1丁	3035	田	1626	堺市南区稲葉2丁3075番地1	中西 健次	使用貸借 による権利 (解除条件付)	畑として利用	平成30年5月1日	平成33年4月30日	-	-
				畑	1626								
堺市南区富藏237-17	北尻 賢	南区豊田	673	田	545	堺市南区三木附80-1	野澤 久代	使用貸借 による権利	田として利用	平成30年5月1日	平成33年4月30日	-	-
		南区豊田	675	田	1563								
堺市美原区菅生178-101	杉田 高藏	美原区平尾	489-1	田	1868	堺市美原区菅生475-1	澤野 泰典	使用貸借 による権利	畑として利用	平成30年5月1日	平成33年4月30日	-	-
		美原区平尾	538	田	1685のうち1617								
堺市北区入下北4番51号	石崎 隆則	北区野遠町	363	田	1282	堺市北区黒土町2247番地	西川 義和	使用貸借 による権利	田として利用	平成30年5月1日	平成33年4月30日	-	-
		北区野遠町	416	田	1160								

利用権の設定を受ける者(貸し手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸し手)		設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類 及び譲渡を受ける 共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払方法
堺市東区日置荘田中町295	野里 亨一郎	東区日置荘原寺町	63-1	田	635	堺市東区日置荘田中町337	野口 順也	使用貸借 による権利	田として利用	平成30年6月1日	平成33年5月31日	-	-
		東区日置荘原寺町	64-1	田	531								
堺市南区稲葉2丁1737	寺山 久	南区稲葉3丁	1590	田	2271	堺市南区稲葉2丁3015番地1	中西 周一	使用貸借 による権利	田として利用	平成30年6月1日	平成33年5月31日	-	-
堺市中区深阪6丁16-3	福川 重敏	西区太平寺	517-3	田	961	埼玉県朝霞市本町3-4-31-403	木寺 幸司	使用貸借 による権利	田として利用	平成30年6月1日	平成33年5月31日	-	-
堺市北区野邊町580	松岡 鉄男	北区野邊町	369-1	田	968	堺市北区野邊町534	繁田 忠邦	使用貸借 による権利	田として利用	平成30年6月1日	平成33年5月31日	-	-
堺市北区金岡町2989番地4	加藤 巖	東区石原町1丁	76	田	859	堺市東区石原町4丁370	以倉 隆枝	使用貸借 による権利	田として利用	平成30年6月1日	平成33年5月31日	-	-
						滋賀県湖南市善徳寺北1-1-24	須谷 加代子						
						堺市東区引野町3丁1-707	木田 圭子						
						堺市北区金岡町1423-4-1032	石井 洋美						
大阪府中央区南本町二丁目1番8号	一般財団法人 大阪府みどり公社	南区鉢ヶ峯寺	1137-1	田	29	和泉市いぶき野3丁目8番10号	飯阪 公美	使用貸借 による権利 (みどり公社)	田として利用	平成30年6月1日	平成40年5月31日	-	-
		南区鉢ヶ峯寺	1137-2	田	69								
		南区鉢ヶ峯寺	1138-1	田	786								
		南区鉢ヶ峯寺	1138-2	田	39								

利用権の設定を受ける者(借り手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸し手)		設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類 及び貸借される 共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
大阪府中央区南本町二丁目1番8号	一般財団法人 大阪府みどり公社	南区鉢ヶ藁寺	1139-1	田	214	和泉市いぶき野3丁目8番10号	飯阪 公美	使用貸借 による権利 (みどり公社)	田として利用	平成30年6月1日	平成40年5月31日	-	-
		南区鉢ヶ藁寺	1139-2	田	386								
		南区鉢ヶ藁寺	1139-3	田	119								
		南区鉢ヶ藁寺	1142-1	田	396								
		南区鉢ヶ藁寺	1142-2	田	9.91								
	15名		23 筆		20,245.91		15名						

使用貸借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

解除条件付 (法 18-2-6)

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

(3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下、「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

(12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

(13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が（13）の勧告に従わなかったとき。

(15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

みどり公社

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の利用権は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 借賃の増減額請求

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。但し、貸借開始から5年間は据え置く。

(4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

(6) 借賃の減額

利用権の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法（昭和27年法律第229号）第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

(7) 境界の明示

甲は、当該土地の利用権設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

(8) 負担の除去

甲は、当該土地の利用権設定の始期までに、乙の利用権の行使を阻害する負担を除去するとともに、利用権の存続期間中においても、利用権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 利用権の解約・解除

- ア 甲及び乙は、利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。
- イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、利用権を解除することができる。
- (12) 当該土地の返還
 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- (13) 利用権に関する事項の変更の禁止
 甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (14) 利用権取得者の責務
 乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。
- (15) その他
 この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第57号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年4月20日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

- 1 落札に係る調達物品の名称及び予定数量
量水器（新品）口径25mm以下年間単価契約
乾式デジタル水道メーター
口径13mmD 4,000個
口径13mmJD 1,500個
口径20mmD 500個
口径20mmJD 10,000個
口径25mmD 400個
口径25mmJD 400個
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の名称及び所在地
堺市上下水道局総務部経理課
堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
- 3 落札者を決定した日
平成30年3月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
柏原計器工業株式会社
代表取締役 三浦 直人
大阪府柏原市本郷5丁目3番28号

- 5 落札金額
¥41,602,680－（税込）

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成30年2月7日